

一、最新中国法令

● [国家互联网信息办公室公布《个人信息保护合规审计管理办法》](#)

- 【发布单位】国家互联网信息办公室
 【发布文号】国家互联网信息办公室令第 18 号
 【发布日期】2025-02-14
 【实施日期】2025-05-01
 【内容提要】个人信息保护合规审计，是指对个人信息处理者的个人信息处理活动是否遵守法律、行政法规的情况进行审查和评价的监督活动。该办法对合规审计活动的开展、合规审计机构的选择、合规审计的频次、个人信息处理者和专业机构在合规审计中的义务等作出细化规定。

个人信息处理者开展合规审计的两种情形
<ul style="list-style-type: none"> 一是个人信息处理者自行开展合规审计的，应当由个人信息处理者内部机构或者委托专业机构定期对其处理个人信息遵守法律、行政法规的情况进行合规审计。 处理超过 1000 万人个人信息的个人信息处理者，应当每两年至少开展一次个人信息保护合规审计。 二是按照履行个人信息保护职责的部门要求，委托专业机构开展合规审计：履行个人信息保护职责的部门发现个人信息处理活动存在较大风险、可能侵害众多个人的权益或者发生个人信息安全事件的，可以要求个人信息处理者委托专业机构对个人信息处理活动进行合规审计。
开展合规审计的个人信息处理者应当履行的义务
<ul style="list-style-type: none"> 个人信息处理者按照履行个人信息保护职责的部门要求开展合规审计的，应当为专业机构正常开展合规审计工作提供必要支持，并承担审计费用，在限定时间内完成合规审计，报送合规审计报告并进行整改。
关于附件：《个人信息保护合规审计指引》
<ul style="list-style-type: none"> 该指引对个人信息保护相关法律、行政法规的关键要点作了梳理，从合规审计的角度进行了细化。 个人信息处理者自行开展或者按照履行个人信息保护职责的部门要求委托专业机构开展个人信息保护合规审计，应当参照《个人信息保护合规审计指引》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

一、最新中国法令

● [国家インターネット情報事務室が、「個人情報保護適法性監査管理弁法」を公布](#)

- 【発布機関】国家インターネット情報事務室
 【発布番号】国家インターネット情報事務室令第 18 号
 【発布日】2025-02-14
 【実施日】2025-05-01
 【概要】個人情報保護の適法性監査とは、個人情報取扱者による個人情報取扱いが法律、行政法規に準拠して実施されているかどうかを審査、評価する監督活動を指す。本弁法では、適法性監査の実施、適法性監査実施機関の選定、適法性監査の実施頻度、個人情報取扱者及び専門機関の適法性監査における義務などを詳細に定めている。

個人情報取扱者が、適法性監査を実施することになる 2 つのケース
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者が自主的に適法性監査を実施する場合、個人情報取扱者の内部機構が、または専門機関に委託して、個人情報の取扱いが法律、行政法規に準拠しているかどうかを定期的に監査する必要がある。 なお、1000 万人超の個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、少なくとも 2 年に 1 回、個人情報保護の適法性監査を実施しなければならない。 個人情報保護の職責を履行する部門の要求に応じて、専門機関に委託し適法性監査を実施する場合：個人情報保護の職責を履行する部門が、個人情報取扱活動に大きなリスクがあり、多くの個人の権益を害する恐れがある、もしくは個人情報セキュリティ事件が発生する恐れがあることを発見した場合、専門機関に委託して個人情報取扱活動の適法性監査を実施するよう個人情報取扱者に要求することができる。
適法性監査を実施する個人情報取扱者が履行すべき義務
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者は、個人情報保護の職責を履行する部門の要求に基づき、適法性監査を実施する場合、専門機関による適法性監査が正常に実施されるよう、必要に応じてサポートし、その監査費用を負担し、所定の期間内に適法性監査を完成させ、適法性監査報告書を提出し、改善しなければならない。
付属文書：「個人情報保護適法性監査ガイドライン」
<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインでは、個人情報保護関連法律、行政法規において押さえておくべきポイントを取りまとめ、適法性監査の観点から詳細に定めている。 個人情報取扱者が自主的に監査を実施する場合、または個人情報保護の職責を履行する部門の要求に基づき専門機関に委託して個人情報保護適法性監査を実施する場合、「個人情報保護適法性監査ガイドライン」を参照する必要がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

个人信息保护合规审计管理办法
https://www.cac.gov.cn/2025-02/14/c_1741233507681519.htm
官方答记者问
https://www.cac.gov.cn/2025-02/14/c_1741232792029282.htm

個人情報保護適法性監査管理弁法
https://www.cac.gov.cn/2025-02/14/c_1741233507681519.htm
記者からの質問に対する公式回答
https://www.cac.gov.cn/2025-02/14/c_1741232792029282.htm

● **工业和信息化部等五部门关于调整重大技术装备进口税收政策有关目录的通知**

【发布单位】工业和信息化部、财政部、海关总署、国家税务总局、国家能源局
【发布文号】工信部联重装〔2025〕26号
【发布日期】2025-02-14
【内容提要】该通知公布了《国家支持发展的重大技术装备和产品目录（2025年版）》、《重大技术装备和产品进口关键零部件、原材料商品目录（2025年版）》和《进口不予免税的重大技术装备和产品目录（2025年版）》，自2025年03月01日起执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2025/art_418dfba9c70449d7956b321665a4c31d.html

● **重大技術設備の輸入税収政策の目録調整に関する工業・情報化部など5部門による通知**

【発布機関】工業・情報化部、財政部、税関総署、国家税務総局、国家エネルギー局
【発布番号】工信部聯重装〔2025〕26号
【発布日】2025-02-14
【概要】本通知において、「国が発展を後押しする重大技術設備及び製品目録（2025年版）」、「重大技術設備及び製品において輸入する重要部品、原材料商品目録（2025年版）」及び「輸入において免税扱いしない重大技術設備及び製品目録（2025年版）」を公布し、2025年3月1日から実施する、としている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2025/art_418dfba9c70449d7956b321665a4c31d.html

● **最高人民法院关于外币及港澳台货币逾期付款利息计算标准的批复**

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2025〕2号
【发布日期】2025-02-12
【实施日期】2025-02-13
【内容提要】该批复对外币逾期付款利息的计算标准，分为当事人有约定和无约定两种情形。

当事人有约定的
▪ 当事人事先约定了逾期利率的计算标准或者事后就此达成一致意见的，应按照当事人约定来计算逾期付款利息，但约定的逾期利率计算标准超过了案涉纠纷适用的准据法规定上限的，对超过的部分不予支持。
当事人无约定的
▪ 当事人没有约定逾期利率的计算标准或者约定不明的，该批复分别对美元、欧元、英镑等常见外币逾期付款利息的计算标准确定了适用的利率标准；
▪ 对于其他外币逾期付款利息的计算标准，则可以参考相关国家中央银行官方网站公布的该币种基准利率予以确定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.court.gov.cn/fabu/...>

● **外貨及び香港・マカオ・台湾通貨の遅延利息の計算基準に関する最高人民法院による回答**

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2025〕2号
【発布日】2025-02-12
【実施日】2025-02-13
【概要】本回答では、外貨の遅延利息の計算基準について、当事者間で合意取り決めがある場合とない場合の2つの状況に分けて定められている。

当事者間で合意取り決めがある場合
▪ 当事者間で事前に遅延利息の計算基準を約している若しくは事後に合意に至っている場合、当事者間の合意取り決め通りに遅延利息を計算しなければならない。但し合意した遅延利率の計算基準が、当該紛争に適用される準拠法所定の上限を超えている場合、その超過部分は容認されないものとする。
当事者間で合意取り決めがない場合
▪ 当事者間で遅延利率の計算基準を約していない若しくは取り決めが不明瞭である場合、本回答において、そのうちの米ドル、ユーロ、英ポンドなどよく見られる外貨の遅延利息の計算基準に適用すべき基準利率を定めている。
▪ その他外貨の遅延利息の計算基準については、該当国の中央銀行公式サイトで公表されている当該通貨の基準利率を参考に決めることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.court.gov.cn/fabu/...>

● 广东省人民政府关于调整我省最低工资标准的通知

【发布单位】广东省人民政府
 【发布文号】粤府函〔2025〕23号
 【发布日期】2025-02-14
 【实施日期】2025-03-01
 【内容提要】

类别	月最低工资标准 (元/月)	非全日制小时最低工资标准 (元/小时)	适用地区
一类	2500	23.7	广州
	2520	23.7	深圳
二类	2080	19.8	珠海、佛山、东莞、中山
三类	1850	18.3	汕头、惠州、江门、湛江、肇庆
四类	1750	17.4	韶关、河源、梅州、汕尾、阳江、茂名、清远、潮州、揭阳、云浮

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfh/content/post_4668031.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

● 新《公司法》视角下的职工董事和职工监事相关问题解读（连载之一/共二篇）

内容摘要：

《公司法（2023 修订）》（以下简称“新《公司法》”）的一大修订亮点是职工权益保障和企业民主管理，其中对公司设立职工董事提出了新的要求，进一步增加了职工从源头参与公司决策和监督的权益。本文将从新《公司法》的相关规定出发，对有限责任公司的职工董事和职工监事相关问题进行简要解读。

正文：

● 広東省の最低賃金基準の調整に関する広東省人民政府による通知

【発布機関】広東省人民政府
 【発布番号】粤府函〔2025〕23号
 【発布日】2025-02-14
 【実施日】2025-03-01
 【概要】

種類	月あたりの最低賃金基準 (元/月)	非全日制 1 時間あたりの最低賃金基準 (元/時間)	適用地区
一類	2500	23.7	広州
	2520	23.7	深セン
二类	2080	19.8	珠海、佛山、東莞、中山
三类	1850	18.3	汕頭、惠州、江門、湛江、肇慶
四类	1750	17.4	韶関、河源、梅州、汕尾、陽江、茂名、清遠、潮州、揭陽、雲浮

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfh/content/post_4668031.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

● 新「会社法」からみた従業員董事・従業員監事（連載その一、全二回）

概要：

「会社法（2023 年改正）」（以下「新『会社法』」という）の改正に注目すべき点の一つは、従業員權益の保障及び企業の民主的管理であり、そのうち、会社に従業員董事を置くことについて、新たな要求を提起し、従業員が根本から会社の意思決定に参与し、監督する權益はさらに強化された。本稿では、新「会社法」の規定をもとに、有限責任会社の従業員董事・従業員監事について押さえておくべきポイントを解説する。

本文：

一、新《公司法》对职工董事和职工监事制度的调整

职工董事和职工监事制度是企业民主管理的主要形式，《公司法》自1993年首次发布以来，就确立了这一制度。从适用范围来看，职工监事制度被强制适用于所有设监事会公司，而职工董事制度则未被强制适用于所有设董事会公司。在新《公司法》实施之前，职工董事制度仅被强制适用于国有企业。根据2018年修正的《公司法》（以下简称“2018年《公司法》”），对于国有独资公司、两个以上的国有企业或者两个以上的其他国有投资主体投资设立的有限责任公司，“其董事会成员中应当有公司职工代表”；对于其他有限责任公司，则是“董事会成员中可以有公司职工代表”。

新《公司法》就职工董事制度提出了新的要求，明确规定“职工人数三百人以上的有限责任公司，除依法设监事会并有公司职工代表的外，其董事会成员中应当有公司职工代表”，扩大了职工董事制度的强制性适用范围。

关于公司的组织架构，相较于2018年《公司法》，新《公司法》引入了单层制公司治理模式，即允许公司在一定条件下不设监事或监事会。¹因此，如果职工人数在300人以上的有限责任公司选择设董事会、不设监事会，那么，其必须在董事会中设置职工董事。

还需要注意的是，新《公司法》保留了2018年《公司法》对规模较小或者股东人数较少的有限责任公司可以不设董事会的相关规定。目前，“规模较小”“股东人数较少”并没有明确的界定标准。关于“规模较小”，公司可以参照工业和信息化部、国家统计局、国家发展和改革委员会、财政部发布的《中小企业划型标准规定》（工信部联企业〔2011〕300号），结合行业特点、营业收入、资产规模、职工人数等指标，进行综合判断，并与有关部门提前沟通确认。关于“股东人数较少”，实践中，通常1至2名股东的公司可被认为是股东人数较少的公司。因此，如果公司（即便职工人数在300人以上）符合上述情形，那么，其设置一名董事（代表公司执行公司事务），或设置一名董事（代表公司执行公司事务）+一名监事，也是可行的。

¹ 新《公司法》第六十九条：有限责任公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。

新《公司法》第八十三条：规模较小或者股东人数较少的有限责任公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权；经全体股东一致同意，也可以不设监事。

¹ 新《公司法》第六十九条：有限责任公司是、会社定款の規定に従い、董事会に、董事により構成される監査委員会を置き、本法に定める監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができる。会社の董事会構成員中の従業員代表は、監査委員会の構成員にすることができる。

新《公司法》第八十三条：小規模又は株主人数の少ない有限責任会社は、監事会を置かず、1名の監事を置き、本法に定める監事会の職権を行使させることができる。株主全員の同意を得ることにより、監事を置かないこともできる。

一、新「会社法」における、従業員董事・従業員監事制度の見直し

従業員董事・従業員監事制度は、企業においてマネジメントの民主化を実現する上で重要な制度であり、「会社法」が1993年に初めて公布されて以来、この制度が確立されている。その適用範囲からみると、従業員監事制度は、すべての監事会設置会社に強制的に適用されるが、従業員董事制度は、すべての董事会設置会社に強制的に適用されているわけではない。新「会社法」が実施されるまでは、従業員董事制度は、国有企業のみ強制的に適用されていた。2018年改正の「会社法」（以下「2018年版の『会社法』」）に基づくと、国有独資会社、2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が投資し設立した有限責任会社については、「董事会構成員の中に、会社従業員代表を含めなければならない」とされていたが、その他の有限責任会社については、「董事会構成員の中に、会社従業員代表を含めることができる」とされていた。

新「会社法」においては、従業員董事制度について、「法により監事会を置き、かつ、その中に会社従業員代表が含まれている場合を除き、従業員数が300名以上の有限責任会社については、その董事会構成員の中に会社従業員代表を含めなければならない」という新たな規定を設け、従業員董事制度の強制的適用の範囲を拡大した。

会社の組織構造に関しては、2018年版の「会社法」と比べ、新「会社法」は単層制のコーポレートガバナンススキームを導入した。つまり、一定の条件を満たしていれば、会社は監事又は監事会を置かないことができる。¹これによって、従業員数が300名以上の有限責任会社は、監事会を置かず、董事会を置く場合、董事会に従業員董事を置かなければならないことになる。

なお、留意点としては、新「会社法」では、2018年版の「会社法」における、小規模又は株主人数の少ない有限責任会社が董事会を置かないことができる、という規定を残している。しかし、現時点では、「小規模」「株主の人数が少ない」に係る区分基準は明確に定められていない。「小規模」については、会社において、工業・情報化部、国家統計局、国家発展・改革委員会、財政部が公布した「中小企業分類基準規定」（工信部聯企業〔2011〕300号）を参照の上、業種の特徴、売上収入、資産規模、従業員数などを踏まえ、総合的に勘案し、事前に関係部門へ問い合わせの上、確認しておくのが望ましい。「株主の人数が少ない」については、実務上、1名～2名の株主を有する会社は、株主人数の少ない会社として扱われるのが一般的である。したがって、もし会社（たとえ従業員数が300名以上である会社であって

上記状況に適合する場合、1名の董事(会社の事務を執行する代表)を置く、もしくは1名の董事(会社の事務を執行する代表)+1名の監事を置くことは可能である。

职工董事和职工监事相关的公司法条款对照表		
	2018年《公司法》	新《公司法》
职工董事	<p>第四十四条：有限责任公司设董事会，其成员为三人至十三人；但是，本法第五十条另有规定的除外。 两个以上的国有企业或者两个以上的其他国有投资主体投资设立的有限责任公司，其董事会成员中应当有公司职工代表；其他有限责任公司董事会成员中可以有公司职工代表。董事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</p>	<p>第六十八条：<u>有限责任公司董事会成员为三人以上，其成员中可以有公司职工代表。职工人数三百人以上的有限责任公司，除依法设监事会并有公司职工代表的外，其董事会成员中应当有公司职工代表。董事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</u></p>
	<p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长的产生办法由公司章程规定。</p> <p>第六十七条：国有独资公司设董事会，依照本法第四十六条、第六十六条的规定行使职权。董事每届任期不得超过三年。<u>董事会成员中应当有公司职工代表。</u></p> <p>董事会成员由国有资产监督管理机构委派；但是，<u>董事会成员中的职工代表由公司职工代表大会选举产生。</u></p>	<p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长的产生办法由公司章程规定。</p> <p>第一百七十三条：国有独资公司的董事会依照本法规定行使职权。<u>国有独资公司的董事会成员中，应当过半数为外部董事，并应当有公司职工代表。</u></p> <p>董事会成员由履行出资人职责的机构委派；但是，<u>董事会成员中的职工代表由公司职工代表大会选举产生。</u></p>

従業員董事・従業員監事に関連する、新旧会社法の比較表	
	2018年版の「会社法」
従業員董事	<p>第四十四条：有限責任会社は董事会を置き、その構成員は3名から13名とする。ただし、本法第五十条に別途定めがある場合を除く。 2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が投資し設立した有限責任会社については、その董事会構成員の中に会社従業員代表を含めなければならない。その他の有限責任会社の董事会構成員の中に、会社従業員代表を含めることができる。董事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的な選挙を経て選出される。</p> <p>董事会は、董事長を1名置くものとし、副董事長を設けることができる。董事長、副董事長の選出方法は、会社定款により定められる。</p> <p>第六十七条：国有独资会社は董事会を設け、本法第四十六条、第六十六条の規定に従い、職権を行使する。董事の任期は毎回3年を超えてはならない。<u>董事会構成員の中には会社の従業員代表を含めなければならない。</u></p> <p>董事会構成員は、国有资产監督管理機構によって委任派遣される。ただし、<u>董事会構成員中の従業員代表は、会社の従業員代表大会によって選出される。</u></p>
	<p>第六十八条：<u>有限責任会社の董事会構成員は、3名以上とし、その構成員中に会社従業員代表を含まれることができる。法により監事会を置き、かつ、その中に会社従業員代表が含まれている場合を除き、従業員数が300名以上の有限責任会社については、その董事会構成員の中に会社従業員代表を含めなければならない。董事会中の従業員代表は、会社従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的な選挙を経て選出される。</u></p> <p>董事会は、董事長を1名置くものとし、副董事長を設けることができる。董事長、副董事長の選出方法は、会社定款により定められる。</p> <p>第一百七十三条：国有独资会社の董事会は、本法の規定に従い、職権を行使する。<u>国有独资会社の董事会の構成員は、過半数を外部董事としなければならない、且つ会社従業員代表を含めなければならない。</u></p> <p>董事会の構成員は、出資者の職責を履行する機構によって、委任派遣される。ただし、<u>董事会構成員中の従業員代表は、会社の従業員代表大会によって選出される。</u></p>

	<p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长由国有资产监督管理机构从董事会成员中指定。</p>	<p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长由履行出资人职责的机构从董事会成员中指定。</p>	<p>董事会は、董事長を1名置くものとし、副董事長を設けることができる。董事長、副董事長は、国有資産監督管理機構によって、董事会構成員の中から指定される。</p>	<p>董事会は、董事長を1名置くものとし、副董事長を設けることができる。董事長、副董事長は、出資者の職責を履行する機構によって、董事会構成員の中から指定される。</p>
职工监事	<p>第五十一条：有限责任公司设监事会，其成员不得少于三人。股东人数较少或者规模较小的有限责任公司，可以设一至二名监事，不设监事会。</p> <p><u>监事会应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</u></p> <p>监事会设主席一人，由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由半数以上监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。董事、高级管理人员不得兼任监事。</p>	<p>第七十六条：有限责任公司设监事会，本法第六十九条、第八十三条另有规定的除外。</p> <p>监事会成员为三人以上。<u>监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</u></p> <p>监事会设主席一人，由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。董事、高级管理人员不得兼任监事。</p>	<p>第五十一条：有限責任会社は監事会を設けるものとし、その構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が少ない又は小規模の有限責任会社は、監事会を置かず、1名～2名の監事を置くことができる。</p> <p><u>監事会には株主代表及び適切な比率の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち、従業員代表の比率は三分の一を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款の定めによるものとする。監事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的な選挙を経て、選出される。</u></p> <p>監事会は主席1名を置き、監事全員の過半数により選出される。監事会主席は、監事会会議を招集し主宰する。監事会主席は職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し主宰する。董事、高級管理職者は監事を兼任してはならない。</p>	<p>第七十六条：有限責任会社に、監事会を置く。ただし、本法第六十九条、第八十三条に別途定めがある場合を除く。</p> <p>監事会の構成員は、3名以上とする。<u>監事会の構成員には株主代表及び適切な比率の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち、従業員代表の比率は三分の一を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款の定めによるものとする。監事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的な選挙を経て、選出される。</u></p> <p>監事会は主席1名を置き、監事全員の過半数により選出される。監事会主席は、監事会会議を招集し主宰する。監事会主席は職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し主宰する。董事、高級管理職者は監事を兼任してはならない。</p>

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续解读“职工董事和职工监事的职权、任职条件和任免程序”、“未依法设置职工董事、职工监事的法律责任”等内容。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」では、続けて「従業員董事・従業員監事の職権、選任要件及び任免手続き」、「法に従い、従業員董事、従業員監事を設置しなかった

場合における法的責任」などについて解説する。

(作者:里兆法律事務所 沈偉良 舒辰)

(作者:里兆法律事務所 沈偉良、舒辰)

三、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [职员舞弊等合规案件的调查方法与应对建议](#)
- [依据新《公司法》、《外商投资法》等修改合资合同、公司章程](#)

三、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [従業員の不正行為などコンプライアンス案件の調査方法及び対応に関する助言](#)
- [新「会社法」、「外商投資法」等に基づく合弁契約、会社定款の修正](#)